

審諮問第 92 号
平成22年10月 1日

幸手都市計画事業栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理審議会
会長 籠 宮 祥 孝 様

幸手都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業

施行者 久喜市
久喜市長 田 中 暄 二

仮換地指定〔その35〕について（諮問）

土地区画整理法第98条第3項の規定に基づき、仮換地の指定をする件につき、貴審議会の意見を求めます。

審答申第 92 号
平成22年10月 1日

幸手都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業
施行者 久喜市
久喜市長 田中暄二様

幸手都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理審議
会長 籠宮祥



仮換地指定〔その35〕について(答申)

平成22年10月1日付審諮問第92号で諮問のあった仮換地指定〔その35〕について、下記のとおり答申します。

記

原案に異議ありません。

審諮問第 93 号
平成22年10月 1日

幸手都市計画事業栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理審議会
会長 籠宮祥孝様

幸手都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業
施行者 久喜市
久喜市長 田中暄二

評価員の選定について(諮問)

土地区画整理法第65条第1項の規定に基づき、下記2名を評価員として選任する件につき、貴審議会の同意を求めます。

記

- ・ 樋田芳雄（久喜市固定資産評価審査委員）
- ・ 岩崎 栄（久喜市栗橋総合支所市民税務課長）

審答申第 93 号
平成22年10月 1日

幸手都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業
施行者 久喜市
久喜市長 田中暄二様

幸手都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理審議会
会長 籠宮祥



評価員の選定について (答申)

平成22年10月1日付審諮問第93号で諮問のあった評価員の選任について、下記のとおり答申します。

記

原案のとおり同意します。

審諮問第 94 号
平成22年10月 1日

幸手都市計画事業栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理審議会
会長 籠 宮 祥 孝 様

幸手都市計画事業栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理事業
施 行 者 久 喜 市
久喜市長 田 中 暄 二

保留地の決定について（諮問）

土地区画整理法第96条第3項の規定に基づき、保留地を別添のとおり定める件につき、貴審議会の同意を求めます。

審答申第 94 号
平成22年10月 1日

幸手都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業
施行者 久喜市
久喜市長 田中暄二様

幸手都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理審議
会長 籠宮祥



保留地の決定について (答申)

平成22年10月1日付審諮問第94号で諮問のあった保留地の決定について、下記のとおり答申します。

記

原案のとおり同意します。